各連結法人の当期控除額の個別帰属額等に関する 明細書

連事年

法人名

			;	各 j	連	結	法	人 の) <u>`</u>	当	期	空	除	額	Ø	偃	1	別	帰	月属額に関する明細
試	各連	[結	法人	にお	ける	試思	険研	究費の	額	1				円			最	最	合	総 額 方 式 分 控 除 可 能 額 円 (最初の超過連結事業年度の別表六の二(三) 22 付表三「36の①」)
験研								質控除害 「5」)	自合	2					連		初	超	計額が	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試 験研究費の総額等に係る税額控除限度額
究費の	各連絡	吉法人	の試験		予の総) × (系る税額	額控除限	度額	3				円	結	_	の	連	が繰越	最初の超過連結事業年度の試験研究費の 総額等に係る税額控除限度額の合計額 (各連結法人の(23)の合計)
総額	比	較 (別	試 表六の	験 り二(研 三) f	究寸表	 費 — 「	の 10」)	額	4					繰越			事業	控除	$(22) \times \frac{(23)}{(24)} \qquad \qquad 25$
等に係る当期控除額の個別帰	試	験る	研 穷		の) — (個別増加			5					秘税		超	度	金額を	繰 越 控 除 金 額 (別表六の二(三)「22」) 26
	試験研究費の個別増加額に係る税額控除队 $(5) imes \frac{5}{100}$							控除限	度額	6					額	部	過	除		直前界積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業 27
	各連結法人の試験研究費の総額等に る税額控除限度額								係	7					控除		連 能る 年度の別表示の_(<u>-</u>) 額場 総 額 方 式 分			年度の別表六の二(三)付表三「39の②」) 総額方式分控除可能額 (22)
	(3)+(6) 試験研究費の総額等に係る税額控除 度額の合計額							裸	8					限	控	結	及び直		(26) - (27) - (28) 29	
	当	(各連結法人の(7)の合計) 当 期 分 の 特 別 控 除 (別表六の二(三)「13」)						額	9					度超		事前 客連結法人の最初 年度の特別試験	各連結法人の最初の超過連結事業 年度の特別試験研究費の額			
属額	試験研究費の総額等に係る当期控除額の個別帰 (9) × (7) (8)								属額	10		過 業 最初の超過道 験 研 究 費				業	控		最初の超過連結事業年度の特別試 験研究費の額の合計額31	
特当別期				おけ	る特	別記		T究費の の計」))額	11					額に	除	年	4		(各連結法人の(30)の合計) (29) × (30) (31) 32
試控		別討	、験		費	の著	頂の	合計	額	12					係		度	額の		(25) + (32) 33
験研究費に 際額の個別帰	当	期	分	の長六の	特	別	控	除	額	13					る当	の	最	H	式 検	税 額 控 除 未 済 額 (別表六の二(三)付表三「36の①」) 34
に帰属る額	特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属(13) (11)								禹額	14			期		初の超過	カサク	定 費り	各連結法人の各連結事業年度の試験 研究費の総額等に係る税額控除限度額		
連当	全額控除	連絡(名		税額	控除[固別帰属 三)付表3		15					控除		過連結事	名合い	頂	各連結事業年度の試験研究費の総額 等に係る税額控除限度額の合計額 36
結期 繰控 越除	除一		総額の			控		: 金 三)「22」	額)	16					額	場	業年度開	1	こ系るもの	(各連結法人の(35)の合計) (34) × (35) (36) 37
税額 額の	部	初 の	方式 分控	直前	前 累 の超過	艮 積 控 連結事業	控 阴	と除未済 年度直前の連結	額事業	17					の個		始の	4	争別	特別研究税額控除未済額(別表六の二(三)付表三「36の②)) 38
控除限度超過額に個別帰属額	控		に解する	牛度の			(三)付表三(3 一 (17) つ最初の起 試験研究費])	18					別	合	日前の各連	験	式検开	各連結法人の各連結事業 年度の特別試験研究費の額
	除	連結	額及び直を	事業	年度	度の討		究費の約		19					帰属		結事	1	宅事こ系	各連結事業年度の特別 試験研究費の額の合計額 40
	の場		直前累積控	最初の	の超過	連結に係	事業年 る税額	限度額度の試験控除限度	額	20					額		業年度	るもの	5	(各連結法人の(39)の合計) (38) × (39) (40) 41
係る	合	年度	控除 未済	(谷			191						除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額 は(((21)又は(33))+(37)+(41)) 42							
				各連				/	結	繰	越移	包割	頁控	除	限	度				■ 別帰属額に関する明細
													円	試	験	研				総額等に係る控除未済金額 たの二(三)「10」-「13」) 45 円
(45)	のう	ちを) 個	別帰	属額	43							紅蛇	i ½	去	人	における試験研究費 46
			(4)	$(6) imes \frac{(4)}{(4)}$	47)									の試				つ総	額	係 る 税 額 控 除 限 度 額 ⁴⁰ 等に係る税額控除限度額の合計額 (47) (46) の合計) 47
(:0)		ı.,	, \ ·	ide N		, ho-	no :-	1						特	別	試		研	究	出費に係る控除未済金額 たの二(三)「17」-「19」) 48
(48)	のう	ち名		店法 ③×(ℓ (!)個	別帰	計属 額	44					各	連	結治				おける特別試験研究費の額 49
			-	(;	υ <i>0)</i>									特	別] 1	弋			F 究 費 の 額 の 合 計 額 50 結法人の(49)の合計)

別表六の二(三)付表二の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1 項、第2項又は第3項(試験研究を行った場合の法 人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に 記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっ この中に記載してください。

- 2 「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額15」には、 別表六の二(三)の「連結繰越税額控除限度超過額21」 の金額と「同上のうち当期控除額22」の金額が一致 している場合に、その連結法人に係る別表六の二 (三)付表三の「(36)の累積額39」の最も右側の欄に 記載した金額を記載します。
- 3 「総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄は、最初の超過連結事業年度(連結繰越税額控除限度超過額をその発生の古いものから順次合計した場合にその合計した金額が別表六の二(三)の「同上のうち当期控除額22」を超えることとなる最初の連結事業
- 年度)の総額方式控除可能額(別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額34」の「総額」に記載した金額)と直前累積控除未済額(別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額34」に記載した金額のうちの当期の開始の目前1年以内に開始した各連結事業年度のうち最も古い連結事業年度から最初の超過連結事業年度の直前の連結事業年度までの金額を合計した金額)との合計額が、繰越控除金額(別表六の二(三)の「同上のうち当期控除額22」に記載した金額)を超える場合に記載します。
- 4 「最初超過連結事業年度控除可能額及び直前累積 控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」 の各欄は、最初の超過連結事業年度の最初超過連結 事業年度控除可能額(別表六の二(三)の「前期繰越 額又は当期税額控除限度額34」の「総額」及び「特 別」に記載した金額の合計)と直前累積控除未済額 との合計額が繰越控除金額を超える場合に記載しま す。